

有開口壁の評価方法

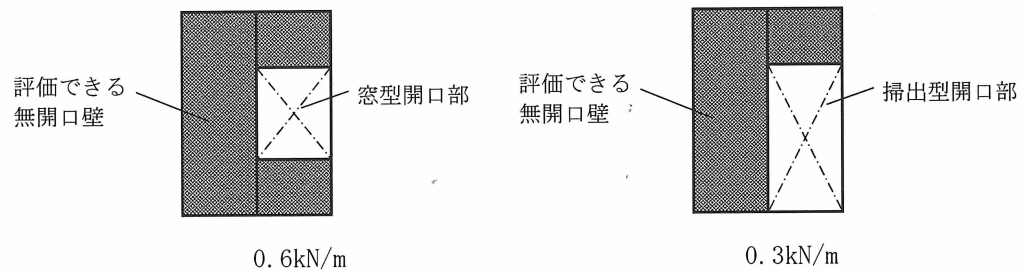
(日本建築防災協会「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の質問・回答集 より
平成25年1月15日版)

耐震診断法上における開口部の評価の考え方について

以下により、一般診断法（方法1）および精密診断法1（方法1）における開口部の評価の考え方について示す。

なお、一般診断法は（一般）、精密診断法1は（精密1）、共通の項目は（共通）として示す。

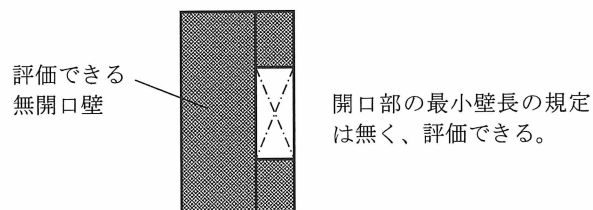
1. （一般）窓型開口部は 0.6kN/m 、掃き出し型開口部は 0.3kN/m として評価する。ただし、少なくとも片側に耐力評価ができる無開口壁があることを前提とする。



※耐力評価ができる無開口壁について、不明壁は現況診断時に限り許容する。なお、不明壁として評価できる壁の最小長さは、面材壁と同様に 60cm 以上とする。

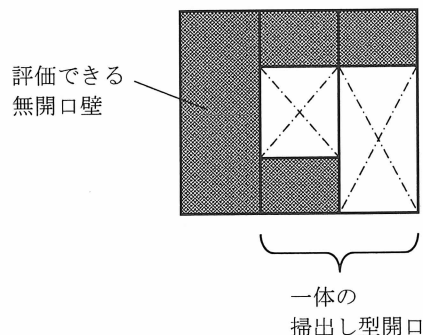
※補強診断時には不明壁の評価はできないため、隣接する開口部の評価もできない。開口部を評価するためには、隣接する不明壁を特定して耐力を与えるか、補強により耐力評価できる壁とする必要がある。

2. （共通）評価できる開口部の最小壁長の規定はない。ただし、両端に柱があることが前提である。

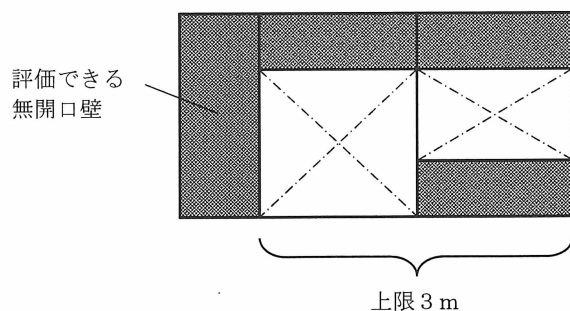


3. （一般）連続する窓型開口と掃き出し型開口は、一体の掃き出し型開口と見なして評価する。

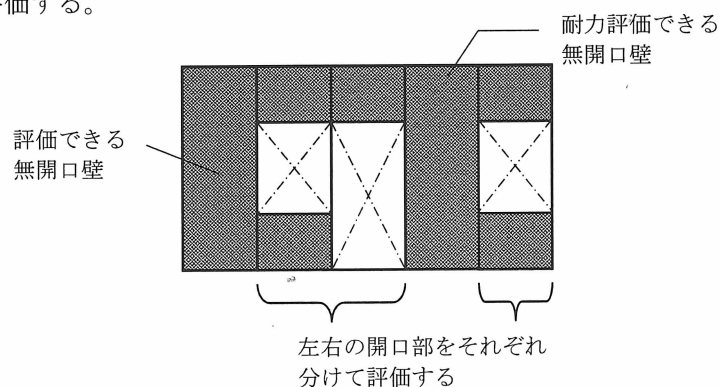
（精密1）連続する窓型開口と掃き出し型開口は、各開口部において、壁基準耐力（剛性）に開口部低減係数を乗じ、柱頭柱脚接合部低減と劣化低減を考慮して、一番安全側となる開口部の壁基準耐力（剛性）を基準として、一体の開口部と見なして評価する。



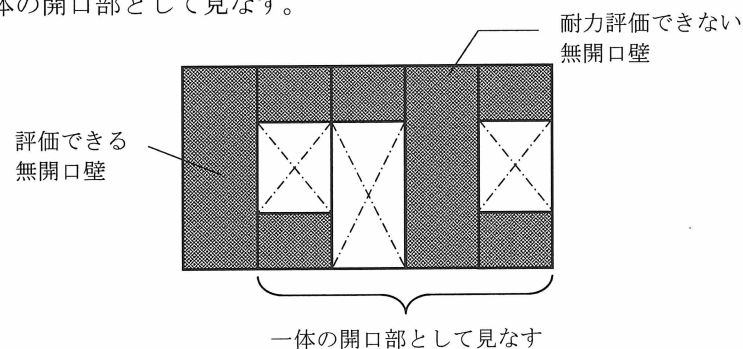
4. (共通) 評価できる開口部の壁長さは3 mを上限とする。



5. (共通) 開口部と開口部の間にある無開口壁が、耐力評価できる場合、左右の開口部をそれぞれ分けて評価する。



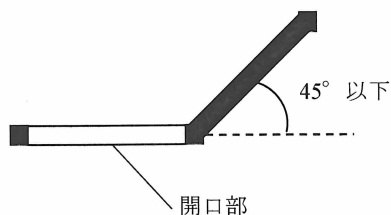
6. (共通) 開口部と開口部の間にある無開口壁が、耐力評価できない場合、当該壁を開口部と見なし、一体の開口部として見なす。



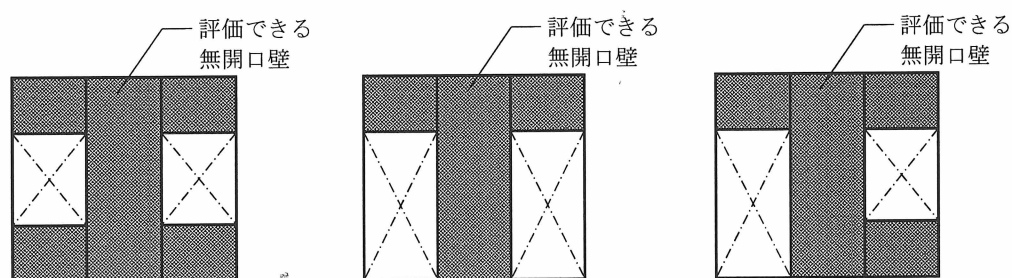
(一般) 一体の開口部を窓型開口部として評価できる場合には窓型開口部として、掃き出し型開口部として評価できる場合には掃き出し型開口部として評価する。

(精密1) 連続する窓型開口と掃き出し型開口は、各開口部において、壁基準耐力(剛性)に開口部低減係数を乗じ、柱頭柱脚接合部低減と劣化低減を考慮して、一番安全側となる開口部の壁基準耐力(剛性)を基準として、一体の開口部と見なして評価する。なお、耐力評価できない無開口壁(0kN/m)は無視する。

7. (共通) 開口部に隣接する壁が斜め壁の場合、開口部と同じ方向で耐力評価ができる場合(45°以下に限定)、隣接する開口部を評価することができる。



8. (共通) 中央に耐力評価できる無開口壁があり、その左右に開口部がある場合、左右の開口部はそれぞれ評価することができる。



9. (共通) 連続する長さ6 m以上の開口壁長の開口部は、3 mと3 mに分けて評価することはできず、上限3 mとして評価する。ただし、中間に廊下等がある場合(縁が切れる場合)には、左右の開口部を分けて評価することとし、それぞれ3 mを上限として評価することができる。

